

別 紙

第 1 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2 - 2 「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第 66 条の 6 ～第 66 条の 9（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（主たる事業の判定）</p> <p>66 の 6-5 <u>措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ、同項第 3 号、同条第 6 項第 1 号ロ若しくは同項第 2 号又は措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 4 号イ若しくは第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 5 号イの規定を適用する場合において、外国関係会社が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する。</u></p> <p>（特定保険協議者又は特定保険受託者の管理支配基準の判定）</p> <p>66 の 6-9 <u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 4 項及び第 26 項の特定保険協議者又は特定保険受託者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定は、66 の 6-7 及び 66 の 6-8 の取扱いにより行うことに留意する。</u></p> <p>（<u>管理支配会社によって事業の管理、支配等が行われていることの判定</u>）</p> <p>66 の 6-9 の 2 <u>措置法令第 39 条の 14 の 3 項第 8 号第 1 号に規定する「その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われていること」とは、管理支配会社（措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。以下 66 の 6-9 の 3 までにおいて同じ。）が、同号イ(4)に規定する特定子</u></p> | <p>（主たる事業の判定）</p> <p>66 の 6-5 <u>措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ(1)、同項第 3 号、同条第 6 項第 1 号ロ若しくは同項第 2 号又は措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 4 号イ若しくは第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 4 号イの規定を適用する場合において、外国関係会社が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する。</u></p> <p>（特定保険協議者又は特定保険受託者の管理支配基準の判定）</p> <p>66 の 6-9 <u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 2 項及び第 14 項の特定保険協議者又は特定保険受託者がその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っているかどうかの判定は、66 の 6-7 及び 66 の 6-8 の取扱いにより行うことに留意する。</u></p> <p>（新 設）</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p><u>会社（以下 66 の 6－9 の 3 において「特定子会社」という。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社の事業計画の策定等を行い、その事業計画に従い裁量をもって事業を執行することをいうのであるが、管理支配会社とは同条第 1 項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社のうち一定の要件を満たすものをいうのであるから、当該管理支配会社と当該外国関係会社との間に直接に株式等を保有する関係がない場合であっても、これに該当する場合があることに留意する。</u></p> <p><u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 9 項第 3 号ロ、措置法規則第 22 条の 11 第 5 項第 1 号及び第 15 項第 1 号のその事業の管理、支配及び運営が管理支配会社等によって行われていることについても、同様とする。</u></p> <p><u>（事業の遂行上欠くことのできない機能の意義）</u></p> <p><u>66 の 6－9 の 3 措置法令第 39 条の 14 の 3 第 8 項第 2 号に規定する「管理支配会社の行う事業（……）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること」とは、特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社が存在しないとすれば、管理支配会社の行う事業の継続に支障をきたすこととなり、かつ、当該事業の継続のために代替する機能が必要となることをいう。</u></p> <p><u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 9 項第 1 号イ、同項第 3 号イ(1)(ii)、同号ハ、措置法規則第 22 条の 11 第 5 項第 2 号、第 9 項第 1 号及び同条第 15 項第 2 号の欠くことのできない機能を果たしていることについても、同様とする。</u></p> <p><u>（株式等の保有を主たる事業とする統括会社の経済活動基準の判定）</u></p> <p><u>66 の 6－10 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号の規定の適用上、統括会社（措置法令第 39 条の 14 の 3 第 20 項に規定する統括会社をいう。）に該当する株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社が、「その本店所在地国においてその主</u></p> | <p>(新 設)</p> <p><u>（株式等の保有を主たる事業とする統括会社の経済活動基準の判定）</u></p> <p><u>66 の 6－10 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号の規定の適用上、統括会社（措置法令第 39 条の 14 の 3 第 8 項に規定する統括会社をいう。）に該当する株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社が、「その本店所在地国においてその主</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>たる事業（……）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること（……）並びにその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること（……）」に該当するかどうかは、当該外国関係会社の行う統括業務を「その主たる事業」として、その判定を行うことに留意する。</p> <p><u>措置法令第39条の14の3第32項</u>に規定する「主たる事業」が同項第4号に規定する「主として本店所在地国において行っている場合」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>（被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義）</p> <p>66の6-11 <u>措置法令第39条の14の3第17項</u>に規定する「被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）」とは、被統括会社（<u>同条第18項</u>に規定する被統括会社をいう。以下66の6-12までにおいて同じ。）の事業方針の策定及び指示並びに業務執行の管理及び事業方針の調整の業務で、当該事業の遂行上欠くことのできないものをいう。</p> <p>④ 例えば、<u>同条第17項</u>に規定する外国関係会社が被統括会社の事業方針の策定等のために補完的に行う広告宣伝、情報収集等の業務は、「被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの」に該当しないことに留意する。</p> <p>（被統括会社の事業を行うに必要と認められる者）</p> <p>66の6-13 <u>措置法令第39条の14の3第18項</u>に規定する「その本店所在地国にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有する」とは、同項の法人がその事業の内容、規模等に応じて必要な従事者を本店所在地国に有していることをいうのであるから、当該事業に従事する者は当該法人の事業に</p> | <p>たる事業（……）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること（……）並びにその本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること（……）」に該当するかどうかは、当該外国関係会社の行う統括業務を「その主たる事業」として、その判定を行うことに留意する。</p> <p><u>措置法令第39条の14の3第21項</u>に規定する「主たる事業」が同項第4号に規定する「主として本店所在地国において行っている場合」に該当するかどうかの判定についても、同様とする。</p> <p>（被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るものの意義）</p> <p>66の6-11 <u>措置法令第39条の14の3第5項</u>に規定する「被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）」とは、被統括会社（<u>同条第6項</u>に規定する被統括会社をいう。以下66の6-12までにおいて同じ。）の事業方針の策定及び指示並びに業務執行の管理及び事業方針の調整の業務で、当該事業の遂行上欠くことのできないものをいう。</p> <p>④ 例えば、<u>同条第5項</u>に規定する外国関係会社が被統括会社の事業方針の策定等のために補完的に行う広告宣伝、情報収集等の業務は、「被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの」に該当しないことに留意する。</p> <p>（被統括会社の事業を行うに必要と認められる者）</p> <p>66の6-13 <u>措置法令第39条の14の3第6項</u>に規定する「その本店所在地国にその事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有する」とは、同項の法人がその事業の内容、規模等に応じて必要な従事者を本店所在地国に有していることをいうのであるから、当該事業に従事する者は当該法人の事業に</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>専属的に従事している者に限られないことに留意する。</p> <p>(専ら統括業務に従事する者)</p> <p>66 の 6-14 <u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 20 項第 2 号</u>に規定する「専ら当該統括業務に従事する者……を有している」とは、同項の外国関係会社に<u>同条第 17 項</u>に規定する統括業務を行う専門部署（以下 66 の 6-14 において「統括部署」という。）が存している場合には当該統括部署で当該統括業務に従事する者を有していることをいい、当該外国関係会社に統括部署が存していない場合には当該統括業務に専属的に従事する者を有していることをいう。</p> <p>(全てに従事していることの範囲)</p> <p>66 の 6-16 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イ(3)に規定する「全てに従事している」ことには、外国関係会社の業務の一部の委託（補助業務（広告宣伝、市場調査、専門的知識の提供その他の当該外国関係会社が業務を行う上での補助的な機能を有する業務をいう。）以外の業務の委託にあつては、当該外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令している場合に限る。）が含まれることに留意する。</p> <p><u>同項第 2 号イ(4)、措置法令第 39 条の 14 の 3 第 1 項各号及び第 9 項第 3 号、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 7 号、措置法令第 39 条の 17 第 3 項各号及び第 8 項第 2 号並びに措置法第 66 条の 6 第 6 項第 2 号、第 5 号及び第 8 号並びに措置法令第 39 条の 17 の 3 第 10 項第 1 号及び第 2 号に規定する「全てに従事している」こと並びに措置法令第 39 条の 14 の 3 第 8 項第 3 号、第 9 項第 3 号ニ、措置法規則第 22 条の 11 第 5 項第 3 号及び第 15 項第 3 号に規定する「全てが……行われていること」</u>についても、同様とする。</p> | <p>専属的に従事している者に限られないことに留意する。</p> <p>(専ら統括業務に従事する者)</p> <p>66 の 6-14 <u>措置法令第 39 条の 14 の 3 第 8 項第 2 号</u>に規定する「専ら当該統括業務に従事する者……を有している」とは、同項の外国関係会社に<u>同条第 5 項</u>に規定する統括業務を行う専門部署（以下 66 の 6-14 において「統括部署」という。）が存している場合には当該統括部署で当該統括業務に従事する者を有していることをいい、当該外国関係会社に統括部署が存していない場合には当該統括業務に専属的に従事する者を有していることをいう。</p> <p>(全てに従事していることの範囲)</p> <p>66 の 6-16 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イ(3)に規定する「全てに従事している」ことには、外国関係会社の業務の一部の委託（補助業務（広告宣伝、市場調査、専門的知識の提供その他の当該外国関係会社が業務を行う上での補助的な機能を有する業務をいう。）以外の業務の委託にあつては、当該外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令している場合に限る。）が含まれることに留意する。</p> <p><u>同項第 7 号及び措置法令第 39 条の 17 第 2 項各号、第 3 項各号及び第 8 項第 2 号並びに措置法第 66 条の 6 第 6 項第 2 号、第 5 号及び第 8 号並びに措置法令第 39 条の 17 の 3 第 10 項第 1 号及び第 2 号に規定する「全てに従事している」こと</u>についても、同様とする。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(事業の判定)</p> <p>66の6-17 外国関係会社の営む事業が措置法第66条の6第2項第3号ハ(1)又は措置法令第39条の14の3第32項第1号から第3号までに掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>(金融商品取引業を営む外国関係会社が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>66の6-18 金融商品取引業を営む内国法人に係る外国関係会社で金融商品取引業を営むものが、その本店所在地国においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文（募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下66の6-18において同じ。）を当該内国法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該内国法人からその注文に係る売買等の手数料（手数料を含む価額で売買が行われた場合における売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。）の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭は措置法令第39条の14の3第28項第4号に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(適用対象金額等の計算)</p> <p>66の6-19 措置法第66条の6第2項第4号に規定する適用対象金額、同条第7項に規定する部分適用対象金額及び同条第9項に規定する金融子会社等部分適用対象金額並びに措置法令第39条の15第5項に規定する欠損金額、<u>措置法令第39条の17の3第32項</u>に規定する部分適用対象損失額及び措置法令第39条の17の4第10項に規定する金融子会社等部分適用対象損失額は、外国関係会社が会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により計算するものとする。この場合において、例えば措置法第61条の4の規定の例に準じて交際</p> | <p>(事業の判定)</p> <p>66の6-17 外国関係会社の営む事業が措置法第66条の6第2項第3号ハ(1)又は措置法令第39条の14の3第21項第1号から第3号までに掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>(金融商品取引業を営む外国関係会社が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>66の6-18 金融商品取引業を営む内国法人に係る外国関係会社で金融商品取引業を営むものが、その本店所在地国においてその顧客から受けた有価証券の売買に係る注文（募集又は売出しに係る有価証券の取得の申込みを含む。以下66の6-18において同じ。）を当該内国法人に取り次いだ場合において、その取り次いだことにより当該内国法人からその注文に係る売買等の手数料（手数料を含む価額で売買が行われた場合における売買価額のうち手数料に相当する部分を含む。）の一部をいわゆる分与口銭として受け取ったときは、その分与口銭は措置法令第39条の14の3第16項第4号に規定する関連者以外の者から受ける受入手数料に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(適用対象金額等の計算)</p> <p>66の6-19 措置法第66条の6第2項第4号に規定する適用対象金額、同条第7項に規定する部分適用対象金額及び同条第9項に規定する金融子会社等部分適用対象金額並びに措置法令第39条の15第5項に規定する欠損金額、<u>措置法令第39条の17の3第30項</u>に規定する部分適用対象損失額及び措置法令第39条の17の4第10項に規定する金融子会社等部分適用対象損失額は、外国関係会社が会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により計算するものとする。この場合において、例えば措置法第61条の4の規定の例に準じて交際</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>費等の損金不算入額を計算する場合における同条に定める 800 万円のように、法令中本邦通貨表示で定められている金額については、66 の 6 - 4 により内国法人が外国関係会社の課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額の円換算に当たり適用する為替相場により当該本邦通貨表示で定められている金額を当該外国通貨表示の金額に換算した金額によるものとする。</p> <p><u>(企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定による所得の金額の計算)</u></p> <p><u>66 の 6-21 の 2 措置法令第 39 条の 15 第 2 項に規定する「本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定 (……企業集団等所得課税規定を除く。……) により計算した所得の金額」の計算は、原則として、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める計算によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 連結納税規定 (措置法令第 39 条の 15 第 6 項第 1 号に掲げる法令の規定をいう。) の適用を受けている場合</u></p> <p><u>外国関係会社の属する企業集団の所得ではなく当該外国関係会社の所得に対して法人所得税が課されるものとして、当該外国関係会社の本店所在地国の法令の規定 (措置法令第 39 条の 15 第 2 項に規定する本店所在地国の法令の規定をいう。以下 66 の 6 - 21 の 5 までにおいて同じ。) により当該外国関係会社の所得の金額を計算すること。</u></p> <p><u>(2) パススルー課税規定 (措置法令第 39 条の 15 第 6 項第 3 号に掲げる法令の規定をいう。以下 66 の 6 - 21 の 2 において同じ。) の適用を受けている場合</u></p> <p><u>パススルー課税規定の適用により外国関係会社の所得がその株主等の所得とされる場合の当該外国関係会社にあつては、当該外国関係会社の所得を当該外国関係会社の株主等の所得として取り扱わず、当該外国関係会社の所得</u></p> | <p>費等の損金不算入額を計算する場合における同条に定める 800 万円のように、法令中本邦通貨表示で定められている金額については、66 の 6 - 4 により内国法人が外国関係会社の課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額の円換算に当たり適用する為替相場により当該本邦通貨表示で定められている金額を当該外国通貨表示の金額に換算した金額によるものとする。</p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p><u>(無税国の外国関係会社が企業集団等所得課税規定の適用を受ける場合の所得の金額の計算)</u></p> <p><u>66 の 6-21 の 7 措置法令第 39 条の 15 第 6 項第 2 号の法令の規定の適用を受ける外国関係会社（法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）にあつては、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 4 号に規定する基準所得金額の計算については、措置法令第 39 条の 15 第 2 項の適用はなく同条第 1 項により計算することとなり、措置法第 66 条の 6 第 5 項第 1 号に規定する租税負担割合（以下 66 の 6-25 までにおいて「租税負担割合」という。）を算出する場合の措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号の所得の金額の計算については、同号イの適用はなく同号ロにより計算することとなることに留意する。</u></p> <p><u>(外国関係会社の事業年度と課税年度とが異なる場合の租税負担割合の計算)</u></p> <p><u>66 の 6-22 租税負担割合を算出する場合において、外国関係会社の事業年度が措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イに規定する本店所在地国の法令の規定（以下 66 の 6-23 において「本店所在地国の法令の規定」という。）における課税年度と異なるときであっても、当該外国関係会社の事業年度につき同項の規定を適用して算出することに留意する。</u></p> <p><u>(租税負担割合の計算における企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定による所得の金額の計算)</u></p> <p><u>66 の 6-24 の 2 措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イの本店所在地国の外国法人税に関する法令の規定から企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定</u></p> | <p>(新 設)</p> <p><u>(外国関係会社の事業年度と課税年度とが異なる場合の租税負担割合の計算)</u></p> <p><u>66 の 6-22 措置法第 66 条の 6 第 5 項第 1 号に規定する租税負担割合（以下 66 の 6-25 において「租税負担割合」という。）を算出する場合において、外国関係会社の事業年度が措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イに規定する本店所在地国の法令（以下 66 の 6-26 までにおいて「本店所在地国の法令」という。）における課税年度と異なるときであっても、当該外国関係会社の事業年度につき同項の規定を適用して算出することに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p><u>(以下 66 の 6-26 までにおいて「本店所在地国の法令の規定」という。) による所得の金額の計算については、66 の 6-21 の 2 及び 66 の 6-21 の 4 の取扱いによる。</u></p> <p><u>(企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額の計算)</u></p> <p><u>66 の 6-24 の 3 措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 2 号に規定する「企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額」の計算については、66 の 6-21 の 5 前段の取扱いによる。この場合において、66 の 6-21 の 6 の適用に当たっては、選択適用とされている税額控除規定については、任意に選択することができるものとする。</u></p> <p>(非課税所得の範囲)</p> <p>66 の 6-25 措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イ(1)に規定する「その本店所在地国の法令の規定により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」には、例えば、次のような金額が含まれることに留意する。</p> <p>(1) 外国関係会社の本店所在地国へ送金されない限り課税標準に含まれないこととされる国外源泉所得</p> <p>(2) 措置法第 65 条の 2 の規定に類する制度により決算に基づく所得の金額から控除される特定の取引に係る特別控除額</p> <p>㊦ 国外源泉所得につき、その生じた事業年度後の事業年度において外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域からの送金が行われた場合にはその送金が行われた事業年度で課税標準に含めることとされているときであっても、租税負担割合を算出する場合には、当該国外源泉所得の生じた事業年度の課税標準の額に含めることに留意する。</p> | <p>(新 設)</p> <p>(非課税所得の範囲)</p> <p>66 の 6-25 措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イ(1)に規定する「その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額」には、例えば、次のような金額が含まれることに留意する。</p> <p>(1) 外国関係会社の本店所在地国へ送金されない限り課税標準に含まれないこととされる国外源泉所得</p> <p>(2) 措置法第 65 条の 2 の規定に類する制度により決算に基づく所得の金額から控除される特定の取引に係る特別控除額</p> <p>㊦ 国外源泉所得につき、その生じた事業年度後の事業年度において外国関係会社の本店所在地国以外の国又は地域からの送金が行われた場合にはその送金が行われた事業年度で課税標準に含めることとされているときであっても、租税負担割合を算出する場合には、当該国外源泉所得の生じた事業年度の課税標準の額に含めることに留意する。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(外国法人税の額に加算される税額控除額)</p> <p>66の6-26 <u>措置法令第39条の17の2第2項第3号</u>に規定する「外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるもの」とは、外国関係会社がその本店所在地国以外の国又は地域に所在する子会社（以下66の6-26において「外国子会社」という。）から受ける剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下66の6-26において「剰余金の配当等」という。）の額がある場合に、<u>本店所在地国の法令の規定</u>により、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその剰余金の配当等の額に対応するものにつき税額控除の適用を受けるときにおける当該外国関係会社が納付したものとみなされる外国法人税の額をいうのであるが、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額には、当該外国子会社が当該事業年度においてその本店所在地国以外の国又は地域において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、租税条約の規定により当該外国子会社が納付したものとみなされるものは含まれないことに留意する。</p> <p>(複数税率の場合の特例の適用)</p> <p>66の6-27 その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に<u>措置法令第39条の17の2第2項第4号</u>の規定が適用されるのであるから、法人の所得の区分に応じて税率が異なる場合には、同号の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>(自ら行った研究開発の意義)</p> <p>66の6-29 <u>措置法令第39条の17の3第22項第1号</u>に規定する「部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発」には、同号の部分対象外国関係会社が他の者</p> | <p>(外国法人税の額に加算される税額控除額)</p> <p>66の6-26 <u>措置法令第39条の17の2第2項第2号</u>に規定する「当該外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるもの」とは、外国関係会社がその本店所在地国以外の国又は地域に所在する子会社（以下66の6-26において「外国子会社」という。）から受ける剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下66の6-26において「剰余金の配当等」という。）の額がある場合に、<u>本店所在地国の法令</u>により、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額のうちその剰余金の配当等の額に対応するものにつき税額控除の適用を受けるときにおける当該外国関係会社が納付したものとみなされる外国法人税の額をいうのであるが、当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額には、当該外国子会社が当該事業年度においてその本店所在地国以外の国又は地域において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、租税条約の規定により当該外国子会社が納付したものとみなされるものは含まれないことに留意する。</p> <p>(複数税率の場合の特例の適用)</p> <p>66の6-27 その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に<u>措置法令第39条の17の2第2項第3号</u>の規定が適用されるのであるから、法人の所得の区分に応じて税率が異なる場合には、同号の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>(自ら行った研究開発の意義)</p> <p>66の6-29 <u>措置法令第39条の17の3第20項第1号</u>に規定する「部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発」には、同号の部分対象外国関係会社が他の者</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>に研究開発の全部又は一部を委託などして行う研究開発であっても、当該部分対象外国関係会社が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当することに留意する。</p> <p>(課税対象金額等に係る外国法人税額の計算)</p> <p>66の6-30 措置法第66条の7第1項の規定を適用する場合における<u>措置法令第39条の18第3項</u>の規定による課税対象金額、<u>同条第4項</u>の規定による部分課税対象金額又は<u>同条第5項</u>の規定による金融子会社等部分課税対象金額に係る控除対象外国法人税の額の計算並びに<u>同条第10項</u>の規定による減額されたとみなされる控除対象外国法人税の額の計算は、その外国関係会社はその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとし、その計算されたこれらの控除対象外国法人税の額の円換算については、66の6-4に準ずる。</p> <p><u>(企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される個別計算外国法人税額の計算)</u></p> <p>66の6-31 <u>外国関係会社が企業集団等所得課税規定の適用を受けている場合の措置法令第39条の18第1項に規定する「個別計算外国法人税額」の計算については、66の6-21の5前段の取扱いによる。</u></p> | <p>に研究開発の全部又は一部を委託などして行う研究開発であっても、当該部分対象外国関係会社が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当することに留意する。</p> <p>(課税対象金額等に係る外国法人税額の計算)</p> <p>66の6-30 措置法第66条の7第1項の規定を適用する場合における<u>措置法令第39条の18第1項</u>の規定による課税対象金額、<u>同条第2項</u>の規定による部分課税対象金額又は<u>同条第3項</u>の規定による金融子会社等部分課税対象金額に係る控除対象外国法人税の額の計算並びに<u>同条第8項</u>の規定による減額されたとみなされる控除対象外国法人税の額の計算は、その外国関係会社はその会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により行うものとし、その計算されたこれらの控除対象外国法人税の額の円換算については、66の6-4に準ずる。</p> <p>(新 設)</p> |

二 第66条の9の2～第66条の9の5(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| (特殊関係株主等である内国法人の外国関係法人に係る所得の課税の特例) | (特殊関係株主等である内国法人の外国関係法人に係る所得の課税の特例) |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>66 の 9 の 2-1 外国関係法人に係る措置法第 66 条の 9 の 2 から第 66 条の 9 の 5 までの規定の適用については、外国関係会社に係る 66 の 6-1 から <u>66 の 6-31</u> までの取扱い（66 の 6-9 <u>及び</u> 66 の 6-10 から 66 の 6-14 までの取扱いを除く。）に準じて取り扱う。</p> | <p>66 の 9 の 2-1 外国関係法人に係る措置法第 66 条の 9 の 2 から第 66 条の 9 の 5 までの規定の適用については、外国関係会社に係る 66 の 6-1 から <u>66 の 6-30</u> までの取扱い（66 の 6-9 から 66 の 6-14 までの取扱いを除く。）に準じて取り扱う。</p> |

三 第 68 条の 2 の 3（適格合併等の範囲等に関する特例）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（特定軽課税外国法人に該当するかどうかの判定）</p> <p>68 の 2 の 3(2)-1 外国法人が措置法令第 39 条の 34 の 3 第 5 項第 2 号に掲げる外国法人に該当するか否かの判定については、66 の 6-5、66 の 6-22、66 の 6-23 <u>及び</u> <u>66 の 6-24 の 2</u> から 66 の 6-27 までの取扱いに準じて取り扱う。</p> | <p>（特定軽課税外国法人に該当するかどうかの判定）</p> <p>68 の 2 の 3(2)-1 外国法人が措置法令第 39 条の 34 の 3 第 5 項第 2 号に掲げる外国法人に該当するか否かの判定については、66 の 6-5、66 の 6-22、66 の 6-23 <u>及び</u> <u>66 の 6-25</u> から 66 の 6-27 までの取扱いに準じて取り扱う。</p> |

四 経過的取扱い

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------|
| <p><u>（経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合）</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年財務省令第 14 号）をいう。）による改正前の措置法第 66 条の 6 から第 66 条の 9 の 5 まで、措置法令第 39 条の 14 から第 39 条の 20 の 9 まで並びに措置法規則第 22 条の 11 及び第 22 条の 11 の 2 の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解</u></p> | <p>（新 設）</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p><u>積通達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(2)・・・内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例等に関する改正通達の適用時期）</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の 66 の 6 - 9 の 2 及び 66 の 6 - 9 の 3、66 の 6 - 21 の 2 から 66 の 6 - 21 の 7 まで、66 の 6 - 24 の 2 及び 66 の 6 - 24 の 3 及び 66 の 6 - 31 並びに 66 の 9 の 2 - 1（66 の 6 - 9 の 2、66 の 6 - 9 の 3、66 の 6 - 21 の 2 から 66 の 6 - 21 の 7 まで、66 の 6 - 24 の 2、66 の 6 - 24 の 3 及び 66 の 6 - 31 の取扱いに準じて取り扱う部分に限る。）の取扱いは、内国法人の平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等（課税対象金額、部分課税対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該内国法人に係る措置法第 66 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する外国関係会社等の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）を計算する等の場合について適用する。</u></p> | <p>(新 設)</p> |